

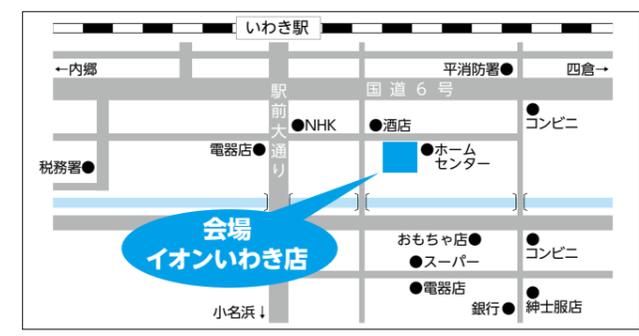
市県民税の申告相談受け付けを開始

市県民税の申告相談受け付け

- ▼申告期間 2月1日(月)～3月15日(火) (土・日曜日、祝日を除く)
- ▼対象
 - ①給与支払報告書が勤務先から市に提出されていない方
 - ②給与以外に所得があった方
 - ③二カ所以上から給与の支払いを受けた方
 - ④営業・農業・不動産などの所得がある方
 - ⑤雑損・医療費・生命保険料・地震保険料などの控除を受ける方
 - ⑥平成二十七年中に所得がなかった方
 - ⑦非課税所得(障害・遺族年金、雇用保険、児童扶養手当など)があった方
- ※公的年金等の収入金額が四百万円以下であり、かつ公的年金等以外の所得が二十万円以下の方で、所得税の確定申告をする必要がない方でも、控除を受けたい場合には、市県民税の申告が必要となります。
- ※確定申告をする方は、市県民税の申告は不要です。
- ※申告の内容によって、税務署が開設する確定申告書作成会場に案内する場合があります。
- ▼持参するもの 健康保険・年金・医療費等の領収書や、各種控除証明書、印鑑など
- ①給与所得者や年金受給者
 - Ⅱ源泉徴収票など
- ②自営業や農家の方
 - Ⅱ収入金額や必要経費を記入した帳簿など
- ※事業所得に係る収支、年間の医療費などは、あらかじめ整理・計算してお持ちください。
- ▼申告方法 市県民税申告書に必要事項を記入し、一月八日付のお知らせ回覧文書で指定する日時・会場で申告
- ※申告期間中、市民税課で

いわき税務署からのお知らせ

- 確定申告をする方へ
 - 確定申告書に必要事項を記入し、早めに提出してください。なお、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で、申告書を作成すると、税金が自動計算されるなど、申告する方の負担が軽減できますので、ぜひご利用ください。
- ▼申告期間
 - ・所得税Ⅱ 2月15日(月)～3月15日(火)
 - ・消費税Ⅱ 2月15日(月)～3月31日(木)
- 申告書作成会場を開設
 - 申告書の受け付けや記載方法などのアドバイスをを行います。
 - ▼開設期間 2月1日(月)～3月15日(火) 9時～16時
 - ▼ところ イオンいわき店
 - ※開設期間中は、いわき税務署内には申告書作成会場



場を設けていませんので、ご注意ください。

お問い合わせ
市県民税の申告
市民税課 ☎22-7426
確定申告
いわき税務署 ☎23-2141

高齢者の障害者控除のお知らせ

長寿介護課介護認定係 ☎22-7475

65歳以上の方で、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者福祉手帳のいずれかをお持ちでなくても、要介護認定(要支援認定を除く)を受けている方などのうち、障がい者に準ずるとして市の認定を受けた方は、所得税や市県民税の障害者控除を受けることができます。

※認定の申請は、各地区保健福祉センター窓口で。

個人住民税の特別徴収を実施

市民税課 ☎22-7426・7427

平成28年度から、給与を支払う事業者を個人住民税の特別徴収義務者として、一斉に指定します。事業者が、従業員に支払う給与から毎月個人住民税を差し引きし、従業員に代わって市に納入する制度となりますので、理解と協力をお願いします。

お知らせ 市の職員給与と職員数

市では「いわき市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」などに基づき、職員の任免や職員数、給与などを公表することとしています。今月号では、市職員の給与と、職員数の適正化などについてお知らせします。

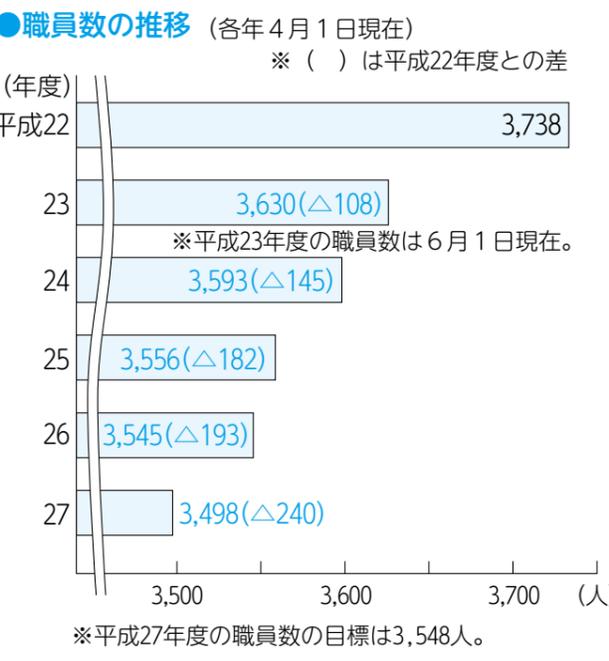


職員数の適正化

市ではこれまで、事務事業の見直しや民間委託などを積極的に進め、職員数の適正化に取り組んできたところです。

平成22年度に策定した新・市総合計画後期基本計画では、平成23年度から平成27年度までの5年間で、職員190人(平成22年4月1日現在の職員数の約5%)の削減を目標としており、平成27年4月1日現在で、目標を上回る240人を削減しました。

今後も引き続き、本市の復興を迅速かつ着実に推進するため、限られた職員を最大限に活用するとともに、職員配置の工夫や多様な任用形態の活用などを図りながら、職員数の適正化に努めていきます。



- ### お問い合わせ
- 職員の給与に関すること
職員課給与係 ☎22-1128
 - 職員数の適正化に関すること
総務課行政管理係 ☎22-7407

人件費の状況



人件費の内訳 (平成27年度当初予算)

(単位:億円)

項目	金額(億円)
給料	85.4
期末・勤勉手当	30.9
その他の手当	16.5
総額	132.8

※退職手当は除く。

一般行政職の給与など

市職員の給与は、国やほかの地方公共団体の職員給与、民間事業所の従業員給与との釣り合いなどを考慮して定めています。

平均年齢と平均給料月額 (平成27年4月1日現在)

平均年齢	40歳8カ月
平均給料月額	319,900円

初任給 (平成27年4月1日現在)

学歴	初任給(円)
大学卒	179,300円
高校卒	146,300円

職員手当 (平成27年12月1日現在)

項目	支払月分
期末・勤勉手当	4.05月分
退職手当(最高限度額)	49.59月分

※そのほか、扶養手当や住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当などがあります。

特別職の報酬など (平成27年12月1日現在)

区分	給与・報酬の月額	期末手当
市長	給料 1,089,000円	3.05月分
副市長	給料 891,000円	
議長	報酬 700,000円	
副議長	報酬 660,000円	
議員	報酬 630,000円	